

農業を経営する皆様へ

全ての農産物を対象に収入減少を補てんします!!

# 「収入保険」



農業で新しい品目の導入、販路拡大などに  
チャレンジしたいんだけど、様々なリスクがあるんだよね。

たとえば…

自然災害や病虫害などによる収量減少



市場価格の低下



災害により作付不能

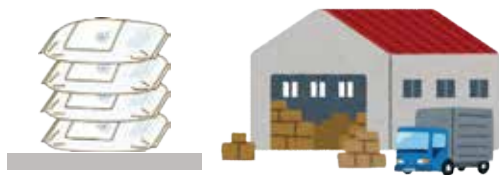


けがや病気で収穫ができない



※診断書の提出が必要です。

倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産



盗難や運搬中の事故



輸出時の為替変動



※被害を受けた場合は、速やかに NOSAI 静岡まで連絡をしてください。

大丈夫！収入保険にまかせてください！

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります!!



## 収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。

○米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。

簡易な加工品（精米、もち、荒茶、梅干し、干し芋等）も含まれます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。

※収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、  
下回った額の9割を補てんします。  
(補償限度)

(支払率)

○掛捨ての「保険方式」と、掛捨てとならない「積立方式」の組合せができます。

○保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。

○保険料（掛金）率は、1.4975%です。（50%の国庫補助後）です。

また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

・加入1年目は原則、「区分0」の率が適用されます。

・保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。

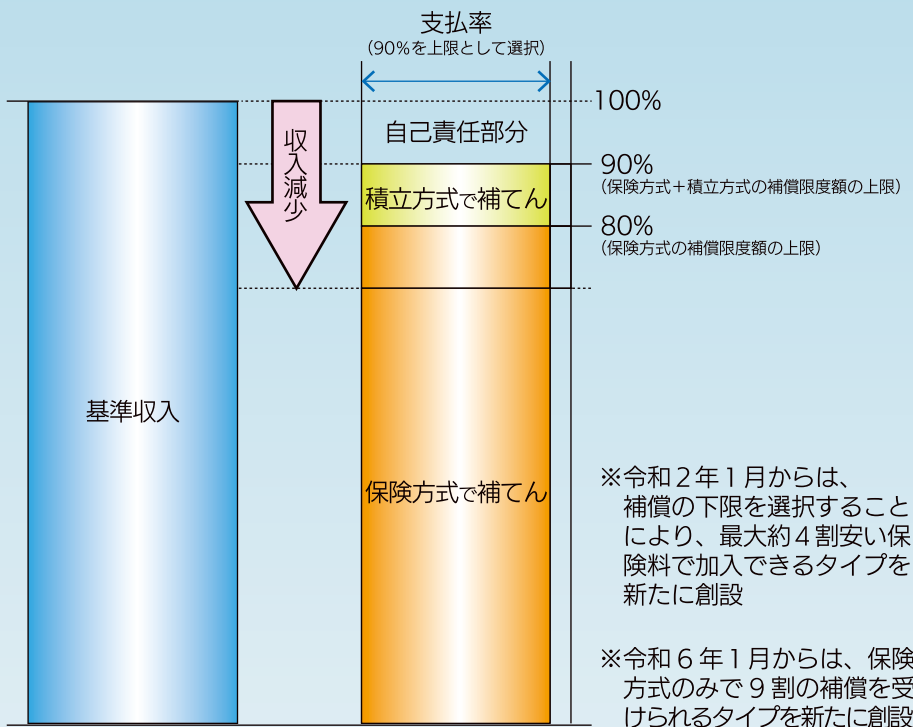
・保険金の受取りがあれば、被害率の大きさに応じて段階は上がりますが、年最大3区分までとどまります。

(※5年以上の青色申告実績がある場合)

危険段階別の保険料率

| 危険段階区分 | 保険料率 (%)<br>国庫補助後 |
|--------|-------------------|
| 10     | 5.1185            |
| 9      | 3.5530            |
| 8      | 3.2555            |
| 7      | 2.9565            |
| 6      | 2.6585            |
| 5      | 2.3790            |
| 4      | 2.0995            |
| 3      | 1.8200            |
| 2      | 1.7125            |
| 1      | 1.6050            |
| 0      | 1.4975            |
| -1     | 1.3900            |
| -2     | 1.2825            |
| -3     | 1.1750            |
| -4     | 1.0675            |
| -5     | 0.9600            |
| -6     | 0.8525            |
| -7     | 0.7450            |
| -8     | 0.6375            |
| -9     | 0.5300            |
| -10    | 0.4490            |

(注：補償限度80%・下限なしの場合)



・過去5年間の平均収入（5中5）を基本

・農地台帳が提出できる方は、保険期間の営農計画も考慮して規模拡大など、特例の設定ができる場合もあります。

## 収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）

| 令和7年                                      |                | 令和8年                                            | 令和9年             |
|-------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------|------------------|
| 11月末まで                                    | 12月末まで         | 1月～12月<br>(税の収入の算定期間)                           | 確定申告後（3～6月）      |
| 加入申請                                      | 保険料・積立金・事務費の納付 | 保険期間                                            | 保険金・特約補てん金の請求・支払 |
| ※保険料・積立金は分割支払もできます。<br>(最終の納付期限は保険期間の8月末) |                | ※保険期間内の災害等により減収が確実な場合、<br>無利子の融資も申請できます。(つなぎ融資) |                  |

# 様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう!!

※青色申告を行っている農業経営者が対象です。



どのくらいの補てんになるの？



基準収入 1,000万円の場合、

保険期間の農業収入が900万円を下回った場合に補てんされます※

〈補てん金額のイメージ〉

例えば、

保険期間の農業収入が800万円なら90万円  
(積立方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が700万円なら180万  
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん90万円)

保険期間の農業収入が500万円なら360万円  
(積立方式の補てん90万円、保険方式の補てん270万円)

※掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。

規模拡大などを反映した  
基準収入の試算ができます！



掛金はいくらくらいなの？



基準収入 1,000万円の場合、1年目は35.5万円です※1

掛捨ての保険料10.8万円(保険料率1.4975%) 事務費2.2万円

掛捨てではない積立金22.5万円

もし1年目に保険金等の  
受取りがなかった場合、2年目は11.4万円です※2

掛捨ての保険料 9.3万円(保険料率1.2825%) 事務費2.1万円

※1 掛捨ての保険方式80%と掛捨てではない積立方式10%で加入した場合です。  
保険料と事務費は50%、積立金は75%の国庫補助を適用した金額です。

※2 保険金の受取りがなければ、翌年は保険料率が下がるのが基本です。  
積立金は自分のお金なので、補てんに使わなければ、翌年へ持ち越されます

農業共済・ナラシ対策などの類似制度との  
掛金や補てん金の比較ができます！

NOSAI 全国連

各種試算は Webサイトからどうぞ！

<https://nosai-zenkokuren.or.jp/tool2025/>



# 掛金早見表

- ・保険料標準率2.995% (加入者負担1.4975%)
- ・補償割合90% (保険方式80%、積立方式10%)、支払率90%を選択した場合

| 基準収入   | 上段：補償限度額<br>下段：(補償額) 単位：万円 |                  |                | 掛金 単位：円   |           |         |           |
|--------|----------------------------|------------------|----------------|-----------|-----------|---------|-----------|
|        | 計                          | 保険部分             | 積立部分           | 小計①       | 保険部分      | 事務費     | 積立金②      |
| 100    | 90<br>(81)                 | 80<br>(72)       | 10<br>(9)      | 17,064    | 10,782    | 6,282   | 22,500    |
| 300    | 270<br>(243)               | 240<br>(216)     | 30<br>(27)     | 42,192    | 32,346    | 9,846   | 67,500    |
| 1,000  | 900<br>(810)               | 800<br>(720)     | 100<br>(90)    | 130,140   | 107,820   | 22,320  | 225,000   |
| 2,000  | 1,800<br>(1,620)           | 1,600<br>(1,440) | 200<br>(180)   | 255,780   | 215,640   | 40,140  | 450,000   |
| 3,000  | 2,700<br>(2,430)           | 2,400<br>(2,160) | 300<br>(270)   | 381,420   | 323,460   | 57,960  | 675,000   |
| 5,000  | 4,500<br>(4,050)           | 4,000<br>(3,600) | 500<br>(450)   | 632,700   | 539,100   | 93,600  | 1,125,000 |
| 10,000 | 9,000<br>(8,100)           | 8,000<br>(7,200) | 1,000<br>(900) | 1,251,090 | 1,078,200 | 172,890 | 2,250,000 |

※事務費は50%の国庫補助があり、①+②-③-④の合計となります(③と④どちらも適用する場合割引額の最大は4,500円)。

- ①加入者割 : 1年目4,500円、2年目以降は3,200円(1,300円割引) 15万円以上は軽減措置あり
- ②補償金額割 : 保険金額及び積立金額1万円当たり22円
- ③自動継続特約 : 自動継続特約を申し込んだ方1,000円割引
- ④インターネット申請 : 新規加入者4,500円割引、継続加入者2,200円割引

※掛金の保険部分には50%の国庫補助、積立部分には75%の国庫補助が付いています。

※保険部分と積立部分については、最大9回まで分割支払(12月～8月末)ができます(事務費については12月に一括徴収となります)。

## 試算するにあたってご用意いただく書類

個人と法人で書類が異なります。

どちらも直近4年間(令和3年～令和6年までの期間)の以下の書類の他に、生産・販売する品目と面積がわかるものをご用意ください。4年未満の場合でも、選択できる最大補償は下がりますが試算は可能です。

基準収入の算定を補正する特例を適用するには、農地情報等客観的な資料に基づいた農地台帳の提出が必要になります。

### 個人

- ☐ 所得税の申告書(第一表)
- ☐ 所得税青色申告決算書(1P)
- ☐ 〃 (収入金額の内訳 2P)
- ☐ 農地台帳 ※特例適用時

### 法人

- ☐ 事業年度分の法人税申告書(別表一)
- ☐ 所得の金額の計算に関する明細書(別表四)
- ☐ 損益計算書(売上高内訳表)
- ☐ 棚卸資産の内訳書 ※有れば
- ☐ 製造(生産)原価報告書 または 販管費用明細書
- ☐ 農地台帳 ※特例適用時

お近くの相談窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

#### 東部地域センター

〒410-2124 伊豆の国市原木857-2  
TEL:055-949-1063 FAX:055-949-6424

〒412-0039 御殿場市かまど1083-1  
TEL:0550-82-3038 FAX:0550-82-2934

〒418-0021 富士宮市杉田1230-5  
TEL:0544-25-8100 FAX:0544-25-8101

#### 中部地域センター

〒427-0019 島田市道悦5丁目3-15  
TEL:0547-37-1751 FAX:0547-37-1760

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13  
TEL:054-333-9066 FAX:054-333-9067

#### 中東遠地域センター

〒437-0056 袋井市小山20-1  
TEL:0538-42-2816 FAX:0538-42-2997

#### 西遠地域センター

〒433-8104 浜松市中央区東三方町242-1  
TEL:053-438-3480 FAX:053-438-3481



安心のネットワーク

**NOSAI静岡 業務管理センター**

<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目15-13

TEL:054-251-3511 FAX:054-255-0741